

23 契 第2271号
平成23年11月28日

入札参加資格登録業者 各位

会津若松市長 室井 照平
(公印省略)

入札制度の一部改正について（通知）

このことについて、本市が発注する測量、土木設計及び建築設計業務において、各事業者に積極的な入札参加を促し、円滑な発注を行うため、別紙内容のとおり入札制度の一部改正を行いましたので、お知らせいたします。

事務担当

契約検査課入札契約グループ

電話 0242-39-1217

入札制度等の改正内容について

1 手持ち業務の件数制限の撤廃

本市が発注する測量業務、土木設計業務及び建築設計業務の入札において、各事業者に積極的な入札参加を促し、円滑な発注を行うため、制限付一般競争入札における手持ち業務の件数制限を撤廃します。

【改正前】

手持ち業務の件数制限 ⇒各業種 5 件以内、全業種合計 10 件以内

【改正後】

手持ち業務の件数制限を廃止

【適用時期】

平成 23 年 12 月 1 日以後の新たな入札公告より適用する。

2 入札回数の改正

本市が発注する測量業務、土木設計業務及び建築設計業務の入札において、最低制限価格を下回ったことによる入札不調が生じた場合、円滑かつ効率的な発注を行うため、郵便入札における入札回数を、次のとおり改めます。

【改正前】

郵便入札に付した場合の入札回数は、初度のみの 1 回とする。

【改正後】

郵便入札における入札回数は初度のみの 1 回とする。

ただし、最低制限価格を下回る入札が生じ入札不調となった場合には、当該者のみによる再度の入札を行う。

※再度の入札は最低制限価格を下回る者が 2 者以上生じた場合に行う。

※再度の入札は 1 回目の入札と同様、郵便入札で行う。

※再度の入札における入札無効は 1 回目の入札と同様、郵便入札実施要領に基づく取り扱いとする。

※再度の入札の実施については、1 回目の入札後、速やかに対象者へファックスにより通知を行う。

〔通知内容〕

- ・再度の入札書郵便の到着期限
- ・開札日時
- ・その他必要な事項 等

※再度の入札における開札立会人に対しては、1 回目の入札後、速やかにファックスにより依頼をする。

〔開札立会人の選定方法〕

再度の入札における開札立会人は、1 回目の入札の場合と同様の方法により選定する。

【適用時期】

平成 23 年 12 月 1 日以後の新たな入札公告及び指名通知より適用する。